

石川県国民健康保険運営方針に
基づく取組状況について

石川県国民健康保険運営方針の概要

第1章 基本的な事項

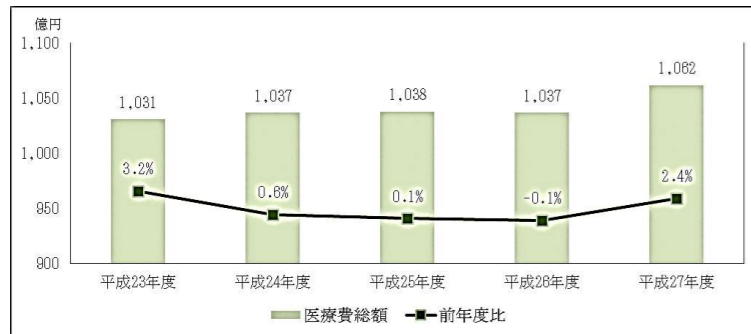
- ◆ 策定の目的 平成30年度から、県と市町が一体となって、国民健康保険の保険者事務(財政運営、資格管理、保険給付、保険料の決定・賦課・徴収、保健事業等)を共通認識の下で実施するとともに、各市町が事務の広域化や効率化を推進することができるよう、県内の統一的な国民健康保険の運営方針として策定する。
- ◆ 策定の根拠 国民健康保険法第82条の2
- ◆ 対象期間 平成30年4月1日 ~ 平成33年3月31日 (3年間)

第2章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

1 市町国保の現状

- 被保険者の状況 被保険者数は減少傾向 (H23)287,874人→(H27)259,406人 [県総人口に占める割合22.6%]
一方、前期高齢者(65歳~74歳)の割合は増加傾向
(被保険者全体に占める割合は44.8% [全国平均38.9%])
- 医療費の状況 医療費総額 (H23) 1,031億円 → (H27) 1,062億円
1人当たり医療費 (H23) 354千円 → (H27) 398千円 [全国平均349千円]
※将来の見通し H37には被保険者数は9.5%減少、医療費総額は12.7%増加すると推計(H27比)
- 国保財政の状況 収入総額から支出総額を差し引いた収支差は約8.7億円の黒字(H27)
(ただし、県全体で約4.03億円の決算補填等目的の法定外繰入あり[3市町])

≪医療費総額の推移≫



≪1人当たり医療費の推移≫



2 国保財政運営に係る基本的な考え方

- 市町の国保特別会計 : 必要な支出を保険料や国庫負担金などにより賄うことで、単年度収支を均衡
- 県の国保特別会計 : 必要な支出を納付金や国庫負担金などにより賄うことで、単年度収支を均衡
- 赤字解消・削減の取組等 : 赤字(決算補填等目的の法定外繰入等)が生じた市町は、要因分析を行うとともに、必要な対策を整理し、計画的・段階的な解消・削減に努める
- 財政安定化基金の運用 : 市町や県に対する貸付・交付、激変緩和への活用

第4章 市町における保険料の徴収の適正な実施

- 国保の安定的な財政運営の大前提となる「保険料」の適正な徴収について、必要な取組を定める。
 - ・ 収納率目標の設定(保険者規模別)
 - ・ 被保険者の利便性向上に資する納付方法(コンビニ収納の活用など)の拡大

第6章 医療費の適正化の取組

- 「医療費」の適正化を行い、国保の財政基盤を強化するための取組を定める。
 - ・ 特定健診・特定保健指導の推進(研修会の開催等)
 - ・ 後発医薬品の使用促進、適正服薬の推進、重症化予防の取組 等

第8章 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携

- 医療保険以外の保健・介護・福祉分野等の施策との連携の取組を定める。
地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の重要性に留意し、保険者が主体的に取組を進める。

第3章 市町における保険料の標準的な算定方法

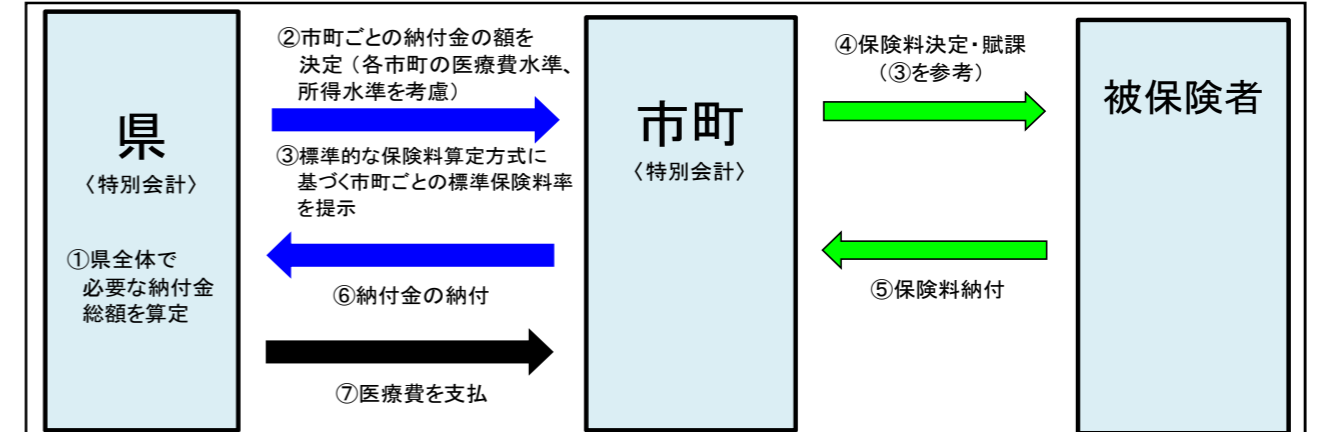
- 新制度においては、県が市町ごとの納付金を決定(各市町の医療費水準、所得水準を考慮)するとともに、市町が保険料を決定する際の参考となる標準保険料率を示す。

≪標準的な保険料算定方式等≫

- (1) 医療費水準の反映 : 納付金に医療費水準を全て反映($\alpha=1$)
 - (2) 所得水準の反映 : 納付金に本県の所得水準を反映(β =国が示した数値)
 - (3) 保険料(納付金)算定方式 : 3方式(所得割、均等割、平等割) ※医療、後期、介護とも
 - (4) 標準的な収納率 : 市町ごとの直近過去3年の平均収納率
 - (5) 保険料水準の統一 : 当面、保険料水準の統一は行わない
将来的な保険料水準のあり方については、引き続き検討
- ※ 保険給付に必要な費用は、県が、全額、市町に対して支払う。(市町からの納付金等を財源)

- 新たな仕組みの導入により、被保険者の保険料負担が急激に増加することがないよう、適切に対応する。

≪新たな財政運営の仕組み≫



第5章 市町における保険給付の適正な実施

- 「保険給付」が法令に基づく統一的なルールに従って着実に実行されるよう、必要な取組を定める。
 - ・ レセプト点検の充実強化
 - ・ 県による保険給付の点検、返還金の徴収等(必要に応じ、市町と協議の上、実施)

第7章 市町が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進

- 市町が単独で実施している事務のうち、広域的に取組むことで、効率的・効果的な事務運営につながるものについて、共同実施を推進する。
 - ・ 被保険者証と高齢受給者証の一体化 等

第9章 施策の実施のために必要な関係市町相互間の連絡調整等

- 本運営方針に基づき、国民健康保険制度を安定的に運営していくため、引き続き、関係者(県・市町・国保連)間で意見交換や協議を実施する。

石川県国民健康保険運営方針に基づく取組状況

第2章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

運営方針策定時のデータ	直近のデータ
<p>【被保険者数の状況】 (H23) 287,874人 [県総人口に占める割合 24.8%] (H27) 259,406人 [" " 22.6%]</p>	<p style="text-align: right;">※H29の数値は暫定値</p> <p>(H28) 245,663人 [県総人口に占める割合 21.4%] <u>(H29) 234,791人 [" " 20.6%]</u></p>
<p>【被保険者に占める前期高齢者（65歳～74歳）の割合】 (H23) 34.1% [全国 31.4%] (H27) 44.8% [" 38.9%]</p>	<p>(H28) 46.8% [全国 40.5%] <u>(H29) 48.3% [" 42.2%]</u></p>
<p>【医療費の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人あたり医療費 (H23) 354千円 [全国 309千円] (H27) 398千円 [" 349千円] ・医療費総額 (H23) 1,031億円 (H27) 1,062億円 	<p>(H28) 401千円 [全国353千円] <u>(H29) 411千円 [" -]</u></p> <p>(H28) 1,022億円 <u>(H29) 994億円</u></p>
<p>【国保財政の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入総額－支出総額＝収支差 ※公費等の返還金を含む (H23) 10.3億円 (H27) 8.7億円 ・決算補填等目的の法定外繰入 (H23) 13.1億円 [8市町] (H27) 4.0億円 [3市町] 	<p>(H28) 20.3億円 <u>(H29) 30.9億円</u></p> <p>(H28) 1.2億円 [3市町] <u>(H29) 0.9億円 [2市町]</u></p>

石川県国民健康保険運営方針に基づく取組状況

第4章 市町における保険料の徴収の適正な実施

運営方針に記載の主な取組方針等	H30の主な取組状況
<p>○運営方針策定時のデータ 【収納率】 (H23) 91.44% (全国89.39%) (H27) 92.97% (全国91.45%)</p>	<p>○直近のデータ (H28) 93.44% (全国 91.92%) (H29) 93.80% (" -)、収納率目標達成市町 13市町</p>
<p>①収納率目標（保険者規模別）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5万人以上 : 91.4% (金沢市) ・ 1万人以上5万人未満 : 94.3% (小松市以下5市) ・ 5千人以上1万人未満 : 94.9% (輪島市以下7市町) ・ 5千人未満 : 97.0% (珠洲市以下6市町) <p>②収納率目標達成のための取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 納付義務者の利便性向上に資する納付方法の拡大 ・ 市町職員の収納事務向上に資する研修会の開催 ・ 好事例の横展開を図り、ノウハウを共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 納付方法の拡大 <ul style="list-style-type: none"> →コンビニ納付の導入 (1町) 計10市町 →クレジットカード納付の導入 (1市) 計2市町 ・ <u>収納率向上アドバイザーによる研修会等の実施</u> <ul style="list-style-type: none"> →派遣支援事業 (10、11月) : 2市 →講演及び事例発表 (11月) : 全市町 ・ <u>石川県地方税滞納整理機構連携研修会の実施</u> <ul style="list-style-type: none"> →事例研究 (1月) : 13市町

石川県国民健康保険運営方針に基づく取組状況

第5章 市町における保険給付の適正な実施

運営方針に記載の主な取組方針等	H30の主な取組状況
<p>①レセプト点検の充実強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療給付専門員を市町に派遣し、助言・指導を行うなど、市町におけるレセプト点検が効率的・効果的に行われるよう支援を行う 国保連合会は、市町における事務負担の軽減を図る 	<ul style="list-style-type: none"> レセプト点検担当者審査業務研修会（7月） <u>国保連合会が医療保険と柔道整復施術療養費との突合点検を開始（4月～）</u> <u>国保連合会が医療保険と介護保険の突合点検を開始（6月～）</u>
<p>②第三者求償事務の取組強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 国保連合会と連携し、研修会を開催するなど、市町の取組を支援する 	<ul style="list-style-type: none"> 第三者行為求償事務担当者研修会の開催（6月） 研修内容：国保連合会担当者による講習 第三者行為求償事務アドバイザーによる講演 関係機関から情報提供を受ける体制構築の取組事例を会議で紹介（5月） 地域包括支援センターへの情報提供依頼参考例や他県事例（消防との連携）について紹介
<p>③療養費の支給の適正化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <u>あはき受領委任制度の導入</u> H31.1より、19市町が受領委任制度を導入（国保連合会に審査会を設置）
<p>④県による保険給付の点検等</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町と協議の上、保険給付の点検を実施する 	<ul style="list-style-type: none"> 県が保険給付の点検を実施するための体制を整備 <ol style="list-style-type: none"> 県庁内に端末（国保総合システム）を設置 レセプトの閲覧にかかる同意書を全市町から取得 点検の手順を定めた事務処理方針を策定

石川県国民健康保険運営方針に基づく取組状況

第6章 医療費の適正化の取組

運営方針に記載の主な取組方針等	H30の主な取組状況
<p>○運営方針策定時のデータ</p> <p>【特定健康診査受診率】 (H23) 39.9% (全国 32.7%) (H27) 44.8% (全国 36.3%)</p> <p>【特定保健指導実施率】 (H23) 37.3% (全国 19.4%) (H27) 54.7% (全国 23.6%)</p> <p>【後発医薬品使用割合】 (H27) 66.6% (全国 64.1%)</p>	<p>○直近のデータ</p> <p>(H28) 45.1% (全国 36.6%)</p> <p>(H28) 56.8% (" 24.7%)</p> <p>(H28) 72.4% (" 69.4%) (H29) 76.1% (全国 73.7%)</p>
<p>①特定健診・特定保健指導の推進</p> <p>・市町の取組を支援し、受診率の向上を図る</p>	<p>・特定健診・特定保健指導従事者研修会 →初任者（保健指導経験年数3年未満の市町職員）研修（7月） 実践者（ " 3年以上の市町職員）研修（9月）</p> <p>・4保健福祉センターで連絡会を開催 →外部講師を招き、市町職員・保健所職員で事例研究等を実施</p>
<p>②データヘルスの推進</p> <p>・市町が保健事業を効果的に実施できるよう支援する</p>	<p>・データヘルス学習会（保険者協議会主催）の開催（5、10、3月（予定））</p>
<p>③後発医薬品の使用促進</p> <p>・後発医薬品の使用割合を把握し、定期的に情報提供を行うほか、普及に関する取組を行う</p>	<p>・全市町でジェネリック医薬品差額通知事業を実施</p> <p>・啓発資材の作成、配布（石川県後発医薬品使用推進連絡協議会） →県内薬局において患者への説明に活用し、後発医薬品への切替を案内</p>
<p>④適正服薬の推進</p> <p>・県薬剤師会と協力し、適正な服薬の推進を図る</p>	<p>・「しっかり服薬推進事業」「かかりつけ薬剤師・薬局推進事業」の実施</p>
<p>⑤糖尿病性腎症の重症化予防の取組</p> <p>・重症化予防に係る勉強会の開催や国等の動向を周知するなど、市町を支援する</p>	<p>・いしかわ糖尿病重症化ネットワーク事業の実施 →群市医師会単位の糖尿病地域連携協議会による検討会の開催等</p>

※上記のほか、国保ヘルスアップ支援事業を実施（次頁）

平成30年度から、都道府県が国保の財政運営の責任主体となり、国保運営に中心的な役割を担うことを踏まえ、国は、都道府県が実施する医療費適正化に向けた保健事業等に対する助成事業(国庫10/10)として、「都道府県国保ヘルスアップ支援事業」を創設

1 交付対象

都道府県が、管内市町村国保における保健事業を支援するため、効率的・効果的に実施する事業

(事業内容)

- A. 市町村が実施する保健事業の更なる推進に資する基盤整備
連携体制構築(連携会議の開催等)、保健事業の対象者抽出ツールの開発、人材育成(研修の開催等)
- B. 市町村の現状把握・分析
KDB(国保データベース)と他のDBを合わせた分析
- C. 都道府県が実施する保健事業
保健所を活用した取組(保健所の専門職による保健指導支援等)

2 交付要件

- 事業ごとの実施計画の策定
- 事業ごとの評価指標・評価方法の設定
- 第三者(有識者検討会、支援・評価委員会等)の活用

3 本県における取組方針

国の助成金を活用し、「石川県国保運営方針」において取組の推進を図ることとしている特定健診・特定保健指導の受診率向上や糖尿病性腎症の重症化予防など、医療費適正化に向けた市町の取組を支援する。

概要（石川県国保ヘルスアップ支援事業）

- ① **かかりつけ医との連携による特定健診受診率の向上対策（H30～）【 県医師会と連携 】**
特定健診未受診者のうち、日常的に通院している方々への対策として、かかりつけ医から検査データを市町が受領し、健診結果として活用することができる仕組みを県下で構築する。
- ② **糖尿病等重症化予防の推進（H30～）【 国保連合会と連携 】**
各市町において重症化予防対象者を効果的に抽出できるよう支援するほか、保健事業担当職員等を対象とした研修会（データ活用、リーダー養成等）を開催し、事業運営能力の向上を図る。
- ③ **国保加入者の健康実態の可視化（H30～）【 国保連合会・県内大学と連携 】**
国保加入者のデータ（健診、レセプト）を集計・分析することにより、地域（市町・医療圏）の健康実態・課題を可視化（マップ作成）し、各市町における、より効果的な保健事業の実施を支援する。
- ④ **医薬品の適正服薬の推進（H31～）【 県薬剤師会と連携 】**
保健指導担当職員等を対象に、重複・多剤服用に関する知識、指導法の習得を目的とした研修会を開催するほか、各市町と薬剤師会との連携体制を構築し、指導力の向上を図る。

石川県国民健康保険運営方針に基づく取組状況

第7章 市町が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進

運営方針に記載の主な取組方針等	H30の主な取組状況
<p>①保険者事務の共同実施の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町が単独で実施している事務のうち、広域的に取り組むことで、効率的、効果的な事務運営につながるものについて、協議し、共同実施を検討、推進 	<ul style="list-style-type: none"> 医療費通知、ジェネリック差額通知の一括作成等 通知内容の統一基準（通知時期や通知対象差額など）を市町等と協議
<p>②被保険者証と高齢受給者証の一体化の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 16市町が証の一体化を実施 70歳以上の国民健康保険加入者が医療機関を受診する場合に必要となる「国民健康保険被保険者証」と「高齢受給者証」を、被保険者の利便性向上を図る観点から、「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」として、一体化 ※ 金沢市、小松市、かほく市を除く16市町 (うち、2市はH31年度から一体化を予定)
<p>③システムを活用した事務の標準化・効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> 国と国保中央会が、事務処理の標準化・効率化の観点から開発した市町村事務処理標準システムの導入について検討 	<ul style="list-style-type: none"> 他県のシステム導入状況等を情報共有 東海北陸各県の導入状況や県内市町に実施したアンケート(導入意向等)結果を紹介し、課題を共有